

大和市公告第12号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、大和市街づくり計画部建築指導課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月10日

大和市長 大木 哲

指 定 年 月 日	指定番号	指定した道路の位置	幅 員 (m)	延 長(m)	申 請 者
平成29年 2月8日	大和市指令 (建指位指) 第28-4号	大和市深見字島ヶ関 586番3	4.00	65.33	大和市深見497 番地9 高橋 治郎